

日本馬術連盟審判員規程（総合／資格取得要件）改訂 およびシットイン／シャドウジャッジ細則の新設

総合馬術本部では、今後の総合馬術に関わる人材の養成を図るため、総合馬術審判員養成システムを再構築するにあたり資格取得要件の明確化を行う。他競技の審判員資格所有者にはその専門性を活かし、総合馬術審判員資格取得に対する間口を広げることとする。取得要件にシットイン／シャドウジャッジを必須可し、審判員の馬場馬術審査技能の一定性を担保する。そのことに伴い、シットイン／シャドウジャッジ細則も新設する。

別表1 資格取得要件一覧

級	取得要件	活動範囲
3	共通	総合馬術の主催、公認競技会のスチュワード 総合馬術公認競技会における障害審判員
2	3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	
	馬場馬術	以下のいずれか ・馬場馬術審判員2級以上の者 ・審判員3級資格者は、以下の2要件を満たす者 ※総合馬術のシットイン・シャドウジャッジ実績が3回以上 ※EV100以上のセクレタリー実績が3回以上
	XC	・フェンスジャッジ実績が3回以上 ・コントロールセンターの補助業務実績が2回以上
	障害馬術	以下のいずれか ・障害馬術審判員2級以上の者 ・審判員3級資格者は、総合馬術の障害審判員の実績を3回以上有する者
	スチュワード	総合馬術競技会のスチュワード実績が1回以上
		上記に加え、総合馬術の主催、公認競技会のEV100までの審判員

1	2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者		上記に加え、 総合馬術の主催、公認競技会の審判長、主任審判員、審判員、 チーフスチュワード
	馬場馬術	以下のいずれか ・馬場馬術審判員1級以上の者 ・総合馬術あるいは馬場馬術審判員2級資格者は、EV100の審判担当実績が3回以上でそれぞれメンタージャッジの評価を必要とする	
	XC	・フェンスジャッジ実績が3回以上 ・コントロールセンターの業務実績が2回以上	
	障害馬術	以下のいずれか ・障害馬術審判員1級以上の者 ・総合馬術あるいは障害馬術審判員2級資格者は、総合馬術の障害審判員実績が3回以上、そのうちPを1回以上含むこと	
	スチュワード	総合馬術競技会のスチュワード実績が1回以上	
S	1級審判員資格を取得後、以下のいずれかの要件を満たした者 ・総合馬術のFEI資格が有効な者 ・総合馬術の主催競技会あるいは公認競技競技会の審判長を3年間に3回以上務め、総合馬術本部が行う検定に合格した者		制限なし

※活動実績カウント方法：審判員・シットイン・シャドウジャッジ・セクレタリー・コントロールセンター・フェンスジャッジ実績は、1競技を1回としてカウントする。スチュワードは1日を1回としてカウントする。

総合馬術における馬場馬術競技審判のシットイン・シャドウジャッジ実施細則

第1条 総則

この細則は、総合馬術審判員の上位資格へ昇格するための取得要件として求めたシットインまたはシャドウジャッジの諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン・シャドウジャッジ

1 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（総合馬術本部が指名するS級もしくは1級審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の採点やコメント等に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行う。その上でメンタージャッジから総合馬術における馬場馬術の審査技能について評価を受ける。

2 シャドウジャッジ

実際の競技会で当該課目の担当ジャッジとは異なる位置（適切に採点ができる場所）に座り、各運動について実際の審査用紙を用いて採点を行う。競技終了後、メンタージャッジと馬のクオリティ、運動項目の評価や総合観察に関する議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。それらの議論を踏まえ、メンタージャッジから総合馬術における馬場馬術の審査技能について評価を受ける。

第3条 シットイン・シャドウジャッジを実施する対象課目とメンタージャッジ

総合馬術2級審判員を目指す者

対象課目：公認競技会におけるEV80・EV90およびEV100の認定課目

メンタージャッジ：総合馬術本部が指名する審判員

総合馬術1級審判員を目指す者

対象課目：公認競技会におけるEV100以上の認定課目

メンタージャッジ：総合馬術本部が指名する審判員

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

シットインまたはシャドウジャッジを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインまたはシャドウジャッジを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。

第5条 シットイン・シャドウジャッジの評価メンタージャッジによる評価（評価表）に基づき評価される。

2 取得要件は、以下のとおりとする。

- (1) 直近3年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を3回以上獲得していること。
- (2) 1競技を1回の実績としてカウントし、1つの競技ではおおむね5頭以上が出場していること。
- (3) 必要としている3回の実績は異なるメンタージャッジからの評価を必要とする。